

物価高対応子育て応援手当

令和7年9月1日から令和8年3月31日までに 離婚・離婚調停中により児童手当の受給者となつた方へ

1. 物価高対応子育て応援手当の概要

(1) 支給対象者

- ①令和7年9月分の児童手当を受給している方
 - ②令和7年9月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当を受給している方
- ※①、②の方で、郡山市から児童手当を受給する方（公務員以外）は、原則申請不要です。

(2) 支給額

対象児童一人当たり25,000円（支給は一回限り）

※郡山市独自の5,000円は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

(3) 郡山市での申請が不要な方への初回支給予定日

令和8年2月27日（金） ※支給日は市町村によって異なります。

2. 令和7年9月1日から令和8年3月31日までに離婚・離婚調停中により 児童手当の受給者となつた方の応援手当の申請について

応援手当は、令和7年9月分の児童手当受給者である元配偶者に支給されたが、「元配偶者から応援手当を受け取ることが出来ない」、また、「元配偶者は、応援手当を子どものために使っていない。」

⇒応援手当の申請により、新たな受給者の方へ応援手当を支給します。

(1) 申請方法

「物価高対応子育て応援手当申請書」を子育て給付課へ提出

必ず申請書裏面の5.確認事項をお読みいただき、□欄にチェックしてください。

※元配偶者から応援手当を受け取っていたり、応援手当が既に児童のために使われている場合は、申請することが出来ません。

※公務員の方は、申請書の公務員児童手当受給状況証明欄に、勤務先からの証明が必要です。

(2) 申請期間

令和8年3月2日（月）～令和8年5月29日（金）【消印有効】

※令和8年4月1日以降に離婚等により児童手当の受給者となつた方は、対象にななりません。

(3) 注意事項

- ・対象となり得る方には、3月上旬頃から把握可能な範囲で勧奨通知を送付しますが、通知が届かない場合は、子育て給付課の窓口で申請してください。
- ・児童手当の新規申請のみでは、応援手当の支給は出来ませんので、応援手当の申請をしてください。
- ・離婚・離婚調停中以外の事由で受給者変更された方は対象にななりません。また、配偶者から応援手当を受け取ることが出来ないが、離婚・離婚調停中ではないという場合も対象にななりません。